

6月14日（金）

令和 6 年 6 月 14 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
2番	永山敏郎 (県民連合立憲)
3番	今村光雄 (公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久 (同)
5番	川添博 (宮崎県議会自由民主党)
6番	荒神稔 (同)
7番	福田新一 (同)
8番	本田利弘 (同)
9番	山内いっとく (同)
10番	山口俊樹 (同)
11番	下沖篤史 (同)
12番	齊藤了介 (同)
13番	濱砂守 (同)
14番	黒岩保雄 (緑風会)
15番	脇谷のりこ (親和会)
16番	松本哲也 (県民連合立憲)
17番	山内佳菜子 (同)
18番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
19番	二見康之 (宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之 (同)
21番	後藤哲朗 (同)
22番	佐藤雅洋 (同)
23番	日高陽一 (同)
24番	安田厚生 (同)
25番	日高利夫 (同)
26番	内田理佐 (同)
27番	凶師博規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄 (自民党同志会)
30番	岩切達哉 (県民連合立憲)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿 (同)
34番	外山衛 (同)
35番	武田浩一 (同)
36番	丸山裕次郎 (同)
37番	中野一則 (同)
38番	山下博三 (同)
39番	野崎幸士 (同)
欠席議員 (1名)	
31番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈敏郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党、小林・西諸県郡選出の下沖篤史です。

傍聴に来ていただいた皆様、ネットで御視聴の皆様、ありがとうございます。

先月、25道府県が加盟する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」による将来世代応援知事同盟サミットが本県で開催され、人口減少に向き合い、若者や女性が地方で活躍できる地方分散型社会を実現していくことなどが議論されたと聞きました。日本の人口減少に歯止めをかけるため、人・物・金が東京へ一極集中する流れを一刻も早く変える必要があります。

地方の負担で子育てや教育のサービスを受けて育った子供は、これから税金を納めようとする段階で大学進学や就職で上京し、東京都に税金を納めます。すると、財源の少ない地方はますます衰退していきます。このような状況を改善し、豊かな東京から日本全体に財源がきちんと行き渡るようにすべきと考えます。

知事は現在、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場にありますので、この点について、強く声を上げて行ってほしいと思います。

そこで、東京都に税金が集中していることについて、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、どのように考え、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

ほかの項目につきましては質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

企業などが集積する東京都に税金が集中することで、子育てや教育などの行政サービスの格差が拡大し、東京一極集中の流れがさらに加速し、地方の衰退につながっていくのではないかと強い危機感を持っております。

これまで、地方法人二税——法人住民税と法人事業税において、累次の偏在是正の措置が講じられてきたものの、依然として、人口1人当たりの税金額を見ると格差が存在します。最高の東京と最低の奈良では5.9倍の格差があるということであります。令和4年度の地方税金が過去最高を記録するなど増加傾向にある中、税金の格差がさらに広がることも懸念されます。

このため、全国知事会ではかねてから、地方税の充実とともに、税源の偏在性が小さく、税金が安定的な地方税体系の構築を国に求めてきております。国の骨太方針においても、昨年は踏み込んだ記述がなされ、意を強くしたところでもあります。

また、最近では、東京都に隣接する3県の知事が、子育てなど行政サービスの格差につながる税源偏在是正を国に要望したという大変印象深い出来事もございました。

今後も、税金の偏在状況を注視しつつ、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方税財政常任委員長として、各都道府県の意見を調整しながら、地方が安定的に行政サービスを提供していくための税財源の確保に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○**下沖篤史議員** ぜひとも地方税財政常任委員長として、人口減少対策のリミットが2025年とも言われていますので、待ったなしの状況であります。少子化対策に挑むためにも、全国の知事とともに、早期の税収の偏在是正をよろしくお願いいたします。

現在、東京や大阪への人口流出は、コロナ禍で減少傾向にあったんですけども、コロナが明けて、流出がまた拡大していると聞いております。コロナ禍での業務継続とリスクヘッジの観点からも、リモートワークが加速し、東京での人材の奪い合いを避けて、人口流出先の地方へと、企業が地方に目を向けている状況もあると聞いております。

そのような企業の動きを後押しするのが、2015年の税制改正でできた地方拠点強化税制制度です。令和6年の税制改正で、この制度が令和8年3月31日まで延長されることになりまして、内容も大分拡充されております。このような税制優遇策も活用し、東京一極集中の是正を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、県道1号線の交通規制に関してなんですけれども、えびの高原－硫黄山周辺の県道1号線については、火山活動により交通規制が始まって7年がたとうとしております。噴気孔を避けるバイパスを整備して、2022年11月から土日限定で開放されておりますが、度々交通規制がかかっております。

県道1号線の火山ガスの影響による立入規制基準について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道1号小林えびの高原牧園線の火山ガスの影響による立入規制基準につきましては、火山の専門家や関係

自治体などで構成する検討会で議論を重ね、活動火山対策特別措置法の規定により設置された霧島山火山防災協議会において決定しております。

具体的な基準につきましては、県道沿いに設置した自動観測器で火山ガス濃度を測定し、道路利用者の健康に影響を及ぼすおそれのある二酸化硫黄5ppm、硫化水素20ppmを、瞬間値で1時間に10回以上、または10分以上継続して超過した場合に立入規制を行っております。

○**下沖篤史議員** 県道1号線は、えびの高原と小林市の生駒高原を結ぶ観光ルートで、宮崎・鹿児島両県にある霧島連山の主要な観光ルートでもあります。現在でも、7年たつ中で、観光・交通両面で多大な影響が長年続いております。今後の交通開放の拡大に向けて、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道1号小林えびの高原牧園線につきましては、硫黄山噴火による通行止め以降、通行再開を望む地域の声もある中、専門家や関係機関の意見を踏まえ、必要な安全対策や基準を設けた上で、令和4年11月から土日の昼間のみを暫定的な交通開放を行っております。

しかしながら、昨年6月から約6か月間、また今月にも、暫定開放を中止するほどの基準を超える火山ガスが観測されており、現在も硫黄山は活発に活動している状況にあります。

観光面をはじめ、地域経済への影響は十分認識しておりますが、道路利用者の安全確保が最優先でありますことから、交通開放の拡大につきましては、引き続き火山活動の状況を注視するとともに、専門家の意見も踏まえながら、慎重に検討してまいります。

○**下沖篤史議員** 私たちの地元のすぐ近くのので、昔からよく行っていたんですけども、昔は火山ガスを含めて煙もすごかったように感じておりました。昔は噴気孔の近くまですぐに行けたんですけども、あの御嶽山の一件以来、何かしら火山というものに対して厳しく動き始めている。責任を取りたくないのか分からないですけども、国もそうですが、厳しくすればいいというものではないと思うんですよね。

現在も通行時は車両停止禁止であります、その中でも、車という密閉空間を生かして、ウィンドーを閉めてエアコンを内気循環に変えれば、ガスを含めた影響は大分減ると思いますし、さらに最低速度を決めることによって、30キロなら30キロで移動してもらうことを決めて通過できるようとか、いろいろアイデアを出し合っしてほしいなと思います。それに関しまして、霧島山火山防災協議会でも、交通開放拡大の検討をぜひとも進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、鹿児島空港への高速バスについてですけども、九州地方知事会と経済界でつくる九州地域戦略会議は、6月4日に、九州内の鉄道やバス、フェリーなど、様々な交通機関の検索・予約・決済を専用アプリにより一括決済で提供できるサービス、九州M a a Sを8月1日に始めると発表いたしました。

これからの九州の周遊観光拡大に多大な期待をされておりますけれども、宮崎から鹿児島空港への高速バスがコロナ禍の中で運行中止になり、コロナ禍が明けて再開されると思っていましたが、いまだに再開されておられません。

今後の周遊観光のためにも、高速バスの運行再開が必要と考えるが、総合政策部長にお伺ひいたします。

○**総合政策部長(重黒木 清君)** 宮崎と鹿児島空港をつなぐ高速バスの運休によりまして、現在、両区間を直接つなぐ公共交通機関がない状況です。同路線の再開により、鹿児島空港からのインバウンドの取り込みなども期待されますが、近年のバス業界は深刻な運転手不足などの問題があり、現時点では同路線の運行再開は困難であると伺っております。

しかしながら、鹿児島空港を起点とする周遊観光の促進は、本県の観光誘客にとって重要な課題であると認識しておりますので、今年8月にサービスが開始されます九州M a a Sを活用するなど、地域周遊に資する公共交通ネットワークについて研究してまいります。

○**下沖篤史議員** この前、グーグルで検索をかけたら、南部のほうから高速バスに乗ると、鹿児島市内に行っ、それから鹿児島空港に行くルートしか出てこないんですね。車で行くと2時間なのが、バスで行くと5時間、6時間とかいう表示が出ましたので、宮崎の観光のためにも、ぜひ生かしていただきたいと思います。

今、高速道路のほうが、民間も公共交通もない交通空白地帯となっておりますので、民間との競争もありません。あと、限定されている区間でもありますので、宮崎ー鹿児島空港までの間を、全国で実証実験が始まっているライドシェア等の活用等も検討していただけたらと思います。

続きまして、国スポ・障スポを生かした宮崎の活性化等ですけども、令和9年、第81回国民スポーツ大会と第26回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されますが、スポーツ振興のみならず、大会を通して全国へPRする重要な機会と考えます。

中でも、天皇皇后両陛下の御来県は、県民の

皆様が心待ちにしておられるところでもあります。大会の御臨席のみならず、県内の御視察も期待されておりますが、過去に行われた国体での御視察の状況について、国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 国民スポーツ大会は、地方行幸啓の一つであり、これまで天皇皇后両陛下が、総合開会式への御臨席と併せて、地方事情を御視察されることが恒例となっております。

過去の国体における状況といたしましては、令和元年の茨城国体では、卓球競技を御覧になられ、森林総合研究所の林業用樹木の研究開発施設を御視察されました。

令和2年及び3年につきましては、新型コロナウイルスの影響で国体が開催されておらず、令和4年の栃木国体は、日帰りの御臨席であり、御視察は行われておりません。

また、昨年の鹿児島国体では、フェンシング競技を御覧になられ、農産物の生産加工会社を御視察されております。

○下沖篤史議員 天皇皇后両陛下の御来県は、第55回全国植樹祭の御臨場以来23年ぶりの御来県になります。「神話のふるさと宮崎」に両陛下が御来県される際は、ぜひとも、天孫降臨伝説の故郷として知られ、初代天皇の神武天皇が誕生されたと伝わる高原の地へ里帰りという感じで御訪問していただきたいと考えますけれども、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年に本県で開催されました「日本のふるさと宮崎国体」では、昭和天皇が、西都原古墳群や宮崎神宮、平和台公園などを御視察になられました。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う行幸啓の御日程

等も踏まえながら、地方事情の御視察先について、宮内庁に提案してまいりたいと考えております。

○下沖篤史議員 神武天皇が高原で御誕生になられたと伝えられている皇子原神社や、小林には日本最古の歴史的神社であるとされる霧島岑神社もあります。ぜひとも陛下の御巡幸の中に入れていただけたらと思っております。

続きまして、東九州新幹線等調査事業についてお伺いいたします。

宮崎市から九州新幹線の新八代駅をつなぐ新八代ルートと、東九州新幹線の北九州－宮崎、宮崎－鹿児島計3ルートの案の需要予測などに関する調査を県として現在進めておりますが、調査事業のスケジュールについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 東九州新幹線等調査事業は、所要時間、整備費用、整備効果などを調査するルート調査事業と、調査結果の説明や検証等を行う県民向けのシンポジウムを開催する機運醸成事業で構成しており、現在は、ルート調査について、事業者を選定し、調査に取り組んでいるところであります。

今後のスケジュールにつきましては、秋頃にルート調査が完了する見込みとなっておりますので、その結果につきまして、11月議会をめぐりに報告させていただき、来年の1月頃にシンポジウムを開催する予定としております。

○下沖篤史議員 県としても、調査結果の発表後、シンポジウムで議論を行っていくということで、どういう結果が出るか分からないですけども、県民が一体となって、早期着工に向けた運動の展開をよろしくお伺いいたします。

続きまして、県職員の異動等についてですけども、特に農畜産業の農家さんからよくお聞

きするのが、技術指導員等の異動が3～4年で早過ぎるという御意見をお伺いします。

農業技術指導員は、農家さんと一緒に取り組んで成果が出るまで長期間かかります。せっかく指導員と農家さんが取り組んでいても、人事異動で次の指導員が来て、経験や専門外の方たちだと、信頼関係づくりからやらないといけない部分で、ゼロからの出発になってしまうという声もあります。

職員の専門性を高めるためにも、人事サイクルについては、柔軟に考える必要があると思いますが、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 人事異動につきましては、業務の必要性はもとより、職員の希望や能力、幅広い経験を積むことによる人材育成等にも配慮しながら行っております。特に、人事ローテーションにつきましては、従来から農業普及や研究部門など、より専門的で知識や経験を要する職務については、在課期間を通常よりも長くするとともに、担当する業務の進捗状況等を十分把握し、異動による支障が生じないよう、柔軟に対応しております。

人材の確保が厳しくなる中、効率的な体制の下、課題に的確に対応するため、人事異動を行う際には、職員の人材育成の観点はもちろんのこと、業務の専門性や継続性も踏まえた、柔軟で多様な人事ローテーションに取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 職員の方たちからも聞きますと、新しい品種が宮崎に合うかどうか実証実験している中で、そろそろ結果が出てくるところで異動になったりとか、そういう意見も多々お聞きしますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、私が小さいとき、家の農作業の手伝い

をしていると、指導員をされている方が毎週のように来て、イチゴを始めて間もない両親を支えてくれて、長年寄り添ってくれて、退職後も度々「大丈夫ですか」と訪ねてきてくれたり、本当に感謝の言葉しかない指導員の皆さんたちがおりました。

あと、今、温暖化によって今まで見なかった病害虫が発生して、作付ができなくなった品種も多々あります。農業の発展には、普及所や指導員・研究員が欠かせません。柔軟な対応も含めて、農家さんの声も聞いて、人事を含めた部分に生かしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、医療事故の現状についてです。

ある新聞記事にて、患者の死亡事故の原因を究明する国の医療事故調査制度で、都道府県の報告件数に5倍の差があり、医療機関に報告の判断を委ねた結果、対応がばらついているとのことでした。遺族らは「必要な調査が行われていない」として、遺族の依頼で国指定の第三者機関が調査できる改革を求めているとの報道がありました。

2023年末までの8年3か月で報告件数は計2,909件、人口100万人当たり年2.8件、都道府県別では、本県が5.2件で最も多い状況でした。

しかし、全国で5倍の差が出るのは疑問が残ります。本県も含めて報告が多い県では、医師会が事故調査の専門医の派遣から報告書作成まで支援を行っており、積極的な医療安全に取り組んでいる結果ではないかと考えておりますが、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医療事故調査制度は、事故の再発防止を目的としまして、医療機関が自主的に原因を究明し、国が指定する医療事故調査・支援センターに報告する制度

であります。

本県の医師会では、平成27年10月の制度開始当初から、医療従事者を対象としました研修会の開催や、院内調査を行う医療機関に専門医を派遣するなど、本制度の定着に取り組んでおりまして、医療機関の管理者が制度の趣旨を適切に理解しておりますことが、報告件数の多さにつながっているものと受け止めております。

県としましては、本制度に基づき、適切に報告されることで、医療事故の再発防止が図られ、県民への安全な医療の提供につながっていくものと考えております。

○下沖篤史議員 医療事故遺族の再発防止への願い、患者安全と医療の質の向上を目指す医療関係者の努力でようやくできた制度であります。今後も県民への安全な医療提供をよろしく願いたいします。

続きまして、母乳保管バンクについてですけれども、ここ数年、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、トルコ、中国、インドなど、多くの国で母乳バンクができました。その理由は、母乳が赤ちゃんの病気を防ぐだけではなく、赤ちゃんの将来にわたってよい効果をもたらすことが分かってきたためです。

中でも、1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんは腸が未熟で、腸に負担がかかってはいけませんが、お休みする期間が長いと、腸が萎縮してしまうので、できるだけ早くから負担の少ない母乳を少しずつ入れて、腸を成熟させる必要があります。このようなことから、母乳保管バンクの取組が進められております。

そこで、本県における1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんの現状を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の1,500

グラム未満の低出生体重児の数は、令和2年、63人、令和3年、63人、令和4年、57人となっており、出生数の[※]1割弱を占めております。

○下沖篤史議員 超未熟児と言われる1,500グラム未満の赤ちゃんなんですけれども、医療の進歩をもってしても、毎年60名近くいらっしゃるということで、かなり深刻な状況と捉えております。

母乳を中心とした栄養方法は、早産で生まれた赤ちゃんや病気を持った赤ちゃんにとって、様々なよい効果をもたらすことが知られています。しかし、中には、十分な量の母乳が出ない場合や、お母さんの状態により、母乳を使用できない場合もあります。そんなときに赤ちゃんに不利益が生じないようにするための母乳バンクが必要とされております。

そこで、県内での母乳バンクの状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 母乳バンクは、提供いただいた母乳を検査等を行った上で保管し、一定の基準を満たしている医療機関に提供する仕組みです。

現在、母乳バンクの整備に向けて、国による調査研究が進められているところであり、国内では、東京で2つの団体がこの取組を行っております。

県内では唯一、宮崎大学医学部附属病院が母乳バンクから提供を受けることができる施設となっております。

先ほどの御質問の中で、私「出生数の1割弱を占めております」と申し上げました。正しくは、「出生数の1%弱」でございました。訂正いたします。

○下沖篤史議員 医療の進歩をもってしても致

※ このページに訂正発言あり

命的な疾患である壊死性腸炎など、ドナーミルクの活用で予防が高く期待される疾病も存在し、欧米で実績のある母乳バンク活動の日本における普及は、大変意味があることと考えております。本県では始まったばかりの母乳バンクですので、県内での周知を推進し、県内でのドナー確保等の研究を今後ともよろしく願います。

続きまして、精神障がい者支援についてです。昨年度の議会でも複数の議員から質問がなされておりますが、再度質問させていただきます。

現在、県が助成している重度障がい者・児医療費公費負担事業においては、精神障がい者は対象に入っておりません。

現在、県内では、日向市、木城町、新富町が独自に助成を行っております。九州では、鹿児島県が、今年7月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を対象に加え、本県以外の県は、精神障がい者も助成対象となっております。

障がい者の支援に関して、地域間で格差があってはならないと考えますが、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者の方たちを助成対象に加えることに対する県の考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で大変重要な事業であります。

当該事業では、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、現在、実施主体である市町村に対しましてアンケート調査を行うなど、対象範囲の拡大について検討を進めているところでございます。

○下沖篤史議員 今回の一般質問に至ったのは、精神障がいのお子さんを持たれている高齢の親御さんたちから切実な訴えがあったからです。ぜひとも、障がいのある方が県内どこに住んでいても同じ助成が受けられるよう、早期対応をよろしく願います。

続きまして、就労継続支援A型・B型についてです。

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業で、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

障がい者の自立や社会進出に欠かせない事業ですが、今年度から就労継続支援A型・B型の選考方法が変更されたということでもありますけれども、その概要を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 就労継続支援事業所の指定は、昨年度までは、開設を希望する事業者から随時個別に申請を受け付けまして、県において内容を審査し、指定を行ってまいりました。

今年度からは、期限を定めて公募し、応募のあった事業者について、県及び市町村障がい福祉関係課の職員を委員とした障がい保健福祉圏域ごとの審査会で選考を行った上で指定することといたしました。

これは、生産活動の内容や経営の安定性などを比較検討いたしまして、より地域の実情に即した質の高いサービスの提供につなげるために変更したものでございます。

○下沖篤史議員 今回の制度改正により、利用

者の需要を超えて就労継続支援事業所が乱立し、競争が激化すると、廃業する事業所が多数発生し、利用者の不利益になるという懸念の声もお聞きするが、地域の状況を踏まえて、乱立を防ぐためにも、指定する事業所数には制限があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 就労継続支援は、障害者総合支援法において、その総量を規制できるサービスとなっております。

本県では、事業所の乱立によるサービスの質の低下を防ぐ観点からも、宮崎県障がい福祉計画に定める必要なサービスの見込量に提供できるサービスの量が既に達している場合、または指定することによりこれを超えることになる場合には、新たな指定は行っておりません。

○下沖篤史議員 利用者の皆様への質の高いサービスと、支援事業所の育成と継続的なサービスの提供が両立できるように、今後とも調整して動いていただきたいと思います。

続きまして、工業用地についてです。

半導体需要の高まりにより、関連企業をはじめ、九州進出が続いております。全国で誘致合戦が激化する中、工業団地の確保が問題となっております。中でも、大規模な企業になりますと、20ヘクタール近くの工業用地を求めのお話も聞いております。このような広大な工業用地は、農地を転用しないとなかなか確保が難しく、転用には時間がかかり、スピード感が重要な企業誘致の弊害となっております。

そのような中で、6月補正事業の半導体関連企業誘致加速化事業の目的と事業内容を含めて、県の工業団地確保の考え方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 九州全体で半導体関連企業の集積が進む中、本県におい

ても企業からの問合せが増加しており、その受皿となる工業団地の確保が急務であると認識しております。

このため、今議会の補正予算で計上しております事業により、半導体関連企業の誘致を目的とした工業団地整備に係る調査を行う市町村に対し、補助率のかさ上げ等を行うことで、市町村の団地整備を促進することとしております。

引き続き、市町村が取り組む地域特性を生かした工業団地の確保を支援することで、九州全体の流れを県内に呼び込んでまいります。

○下沖篤史議員 工業団地の造成は、あくまで市町村が主体となりますけれども、来るか来ないか分からない企業誘致では、なかなか踏み出せない状況にあります。県と市町村間での情報共有、協働が重要と考えますけれども、県と市町村が連携した企業誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県は、市町村との企業情報の共有はもとより、県外企業への訪問や県内への視察受入れの対応を行うほか、研修会において、市町村職員とともに、企業立地に係る知識の習得や資質の向上に努めております。

また、県と市町村で構成する企業立地促進協議会において、誘致活動の一環として、自治体が立地環境をPRする展示会等への出展や、新聞掲載による情報発信等に取り組むとともに、立地企業の人材確保を目的として、企業紹介パンフレットを作成し、県内高校等に配布しております。

今後とも、市町村の方針を踏まえ、連携を図りながら、積極的な企業立地に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 東京一極集中の是正やU I J

ターンの増加を図るためにも、企業誘致は欠かせません。今まで市町村で独自に営業を行っていた部分もあります。企業からの問合せが増えているこのタイミングを逃すと、今後このような企業誘致のチャンスはなかなか出てこないと考えております。市町村と連携して企業ニーズをいち早く把握し、迅速な企業誘致につながるように、県が積極的な役割を果たすよう、よろしく願いいたします。

続きまして、漬物製造事業者への支援等についてです。

地域の食文化、地域の味とも言える漬物ですが、今回の食品衛生法の改正に当たって、漬物製造業は令和3年6月から許可制の対象に。3年間の経過措置が今年5月31日で期限を迎えたため、その時点までに許可を得ていない業者は漬物の販売ができなくなる。

今回の改正では、設置基準についても全国統一化が図られたと聞かすが、厚生労働省などによると、具体的に、手洗い設備はレバー式、洗浄後の手指の再汚染が防げる構造などを求めているほか、製造場所として家の台所との兼用はできないといった規定があり、設備面での投資に対応できない業者が廃業する懸念があります。

また、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理が制度化され、事業者は自ら施設ごとの衛生管理計画をつくり、記録の実施や検証を行うことになりました。

食品衛生法の改正により、漬物製造業者が減っているのではないかと懸念がありますが、本県への影響について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 漬物製造業の一部事業者では、高齢であり、後継者がいないことなどから、今回の改正を契機として、事

業を継続されない事例もあると伺ってはおりません。

本県では、製造設備の整備について、法改正以前より、条例で公衆衛生上必要な基準を定めておりましたことから、多くの事業者は、法改正によって大きな設備投資が求められることはなく、規制のなかったほかの県に比べますと、影響は少ないものと考えております。

○下沖篤史議員 本県は他県と違い、法改正以前から条例で厳しく定めていたことにより、影響が少ないということで、安堵したところでもあります。

しかしながら、様々な物産販売所を見ていると、高齢者の方々が様々な加工品を出品されており、漬物を含めた加工品を通じて、地域の伝統文化を守っておられます。食品衛生法の改正により、手間も増えておるといことも聞いております。新たな許可業種となった事業者に対して、今後どのような支援を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 漬物製造業者をはじめ、新たに許可業種となった食品関連事業者に対しましては、本年5月31日までの3年間の経過措置期間におきまして、保健所ごとに、講習会や個別相談、現地確認等を実施して、許可取得に必要な手続やH A C C Pに沿った衛生管理の方法について、事業者の実態に応じた指導や助言を行ってきたところでもあります。

地域の伝統や文化を守りつつ、食の安全を確保するため、今後も引き続き、事業者それぞれの業態に合った衛生管理ができるよう、許可取得及び事業継続について、寄り添った継続的支援、技術的支援を行ってまいります。

○下沖篤史議員 このような様々な法改正、制

度改正のときに、高齢者の方がなかなかついていけないというお声も聞いております。地域の伝統文化、食文化を絶やさないためにも、事業継続できるように、切れ目ない支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、動物愛護事業についてです。

現在、地域猫活動申請者は、自治会長や公民館長と定められておりますが、ある地域では、自治会長や公民館長の意思により、申請不可となっている地域が存在し、繁殖を食い止めることができていません。

しかし、環境省が自治体に向けて定めている基本指針では、これまでの動物愛護管理法の改正に合わせて「普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること」と改正されております。

熊本市では、2022年から、2名以上の市民グループの申請により、動物愛護センター内での手術を実施しております。熊本県も今年6月より同様に実施することとなっております。

そこで、本県においても地域猫申請者を、自治会長、公民館長ではなく、個人申請に変更できないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 地域猫活動は、飼い主のいない猫が無秩序に繁殖することによりまして、不幸な猫が増えてしまうことや、ふん尿などによる周辺環境への被害を防止するため、周辺住民の理解の下、不妊去勢手術を行った上で、地域で飼育する取組でございます。この取組には、個人の御意見だけではなく、地域としての理解と協力が欠かせないものであると考えております。

○下沖篤史議員 その地域としての理解が、自治会長一人で判断されていいのか。対策が必要

な地区で、自治会長からの申請がどうしてもできずに、1か月で10匹から20匹の子猫が生まれ、数が増え過ぎてしまったことでトラブルがさらに悪化したというケース等もあると聞いております。自治会長等の地域猫事業への理解促進を含め、個人申請の検討もぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、宮崎県は南北に長い形状で、動物愛護センターまでの移動時間が片道3時間かかる地域も存在し、捕獲した犬猫の運搬がネックとなっております。特にその時間がかかる県北地域での地域猫出張手術等を検討できないか、福祉保健部長にお聞きします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 動物愛護センターにおきまして、年間1,000頭を超える地域猫の不妊去勢手術を実施しております。猫の不妊去勢手術は、原則として申請者によりましては、宮崎市までの搬送が負担となっております。

そこで、昨年度より、県内の動物病院に協力していただき、各地域で手術を実施しているところであります。この取組により、昨年度は10病院で274頭の手術を実施しております。しかしながら、県北地域では協力いただく動物病院が少なく、十分に対応し切れていない状況であります。

設備等の問題によりまして、県北地区での出張手術は困難でありますことから、引き続き協力いただける病院の掘り起こしに努めてまいります。

○下沖篤史議員 これまでも何度か、ボランティアの皆様、団体からも、この県北の件に関しては要望が上がっておると思います。

地域猫の不妊手術ですが、執刀する職員、獣

医師の不足等が理由であるならば、野良猫等の不妊手術を専門とした移動手術車両を所有する獣医師の方もいらっしゃると思います。そういう方へ依頼して、時間がかかる山間部の県北の方たちにも、地域猫活動の負担を減らせるような取組を検討していただきたいと思います。

続きまして、地域猫活動の第一歩が捕獲であります。民間団体の寄附により、以前より各保健所の捕獲器の台数は増えたんですけども、まだまだ不足しているのが現状であります。

さらに、引き取られた負傷猫や幼齢猫等のケア及び動物愛護センターで対応できない手術を行う宮崎市の無料不妊手術事業協力病院があったんですけども、今年度で閉院されることが分かりました。年間2,000匹以上の手術をそこが行ってきたんですけども、そこがなくなった後、一般の病院に対応していただくと。なくなる前に対応しないといけないんですけども、今後、一般の病院に対応していただくためにも、予算確保を目的としたガバメントクラウドファンディングを検討できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） ガバメントクラウドファンディングとは、自治体が抱える問題解決のために、ふるさと納税等の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、共感した方々から寄附を募る仕組みであります。

今回、動物愛護団体の皆様方からは、十分な数の捕獲器の購入などの予算確保の手段の一つとして御提案いただいております。

どのように地域猫の管理を行うべきかとの全体的な課題とも関連する御提案でありますので、今後、必要な施策とその予算を検討する際の参考としていきたいと存じます。

○下沖篤史議員 全国の自治体でも、結構いろ

んなネットで調べますと、動物愛護を目的として、用途を特定したふるさと納税の動きが広がりつつあります。ぜひとも宮崎県としても、こういう不幸な猫、犬を発生させない、ふるさと納税を含めた取組を検討していただきたいと思っています。

次に、飼い猫の引取り、地域猫トラブル、捨て猫の相談が、愛護団体と個人ボランティアに多く寄せられております。地域猫事業の継続的な実施と並行して、これらの問題を解決へと導くことができる対策を講じなければ、クレーム対応に追われ、保健所職員の負担が増すばかりであります。県民から寄せられる相談への対応が難しくなると思っております。

そこで、飼い主の事情により居場所を失う猫たち、餌をもらえなくなった地域猫たち、このような捨て猫トラブルに包括的に対応するため、動物愛護団体や個人ボランティア、関係団体、行政機関による検討会の設置を検討できないか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、動物愛護団体や個人ボランティアの方々には、地域猫活動における地域住民へのサポート、動物愛護センターでの譲渡会の開催に当たっての連携、保護された離乳前の子猫を預かり保育するミルクボランティアなど、多くの動物愛護業務に協力いただいております。

さらに、愛護団体には、飼い猫の引取りや捨てられた猫の相談などが直接寄せられ、御対応いただいていると聞いております。私も、猫好き、動物好きの一人として、不幸な動物を少しでも減らしていきたい、そういう強い思いを抱いております。

動物愛護行政の推進には、これら団体や個人の方々の協力が必要不可欠でありますので、関

係者との意見交換会については早期に開催してまいります。

○下沖篤史議員 早期に開催との言葉、誠にありがとうございます。動物愛護団体やボランティアの皆様の支えなしには、動物愛護活動は成り立ちません。

2月22日は、にゃん・にゃん・にゃんで「猫の日」です。河野知事のSNS投稿で、知事の実家の飼い猫、クロベエちゃんの訃報を知ったときは、落ち込んだところでありました。そして、実家で飼われているすずちゃんのかわいい写真も投稿されておりました。先ほど知事からもありましたように、そのような猫好きの河野知事が、動物愛護団体やボランティアの応援団長になっていただき、宮崎日本一プロジェクトの中に動物愛護日本一を目指していただけることをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕(拍手) 延岡市選出、公明党の工藤隆久です。今回も県民からの御意見、また自身の政治課題について質問させていただきます。知事、関係部長、教育長の皆様には、通告に従いまして質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

ここ数年、資材・飼料の高騰、円安の影響等、様々な要因で物価が高騰し、家計を圧迫している状況が続いております。ニュース等では、「実質賃金アップを持続的に確保していく」などの政府の言葉をよく耳にします。

実質賃金とは、名目賃金から消費者物価指数に基づく物価変動の影響を差し引いて算出した指数であり、労働者が給与で購入できる物品サービスの量を示すものです。

日経新聞によりますと、実質賃金をプラスにするには、2024年には3.6%の賃上げが必要になるとの報道もあります。

また、政府は、2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円にする目標を示しています。大企業では労使交渉などで賃金アップがされますが、中小企業が多くを占める宮崎県において、実質賃金アップを確保できるのか、時給1,500円に中小企業が耐えられるのか心配です。

今後続くと予想される物価高騰に対し、本県における賃上げの実情を踏まえ、今後の持続的な賃上げに向けた県の取組を知事にお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県における今年の賃上げ率は、全国と同様、昨年に引き続き一定の伸び率を示していると承知しておりますが、中小企業・小規模事業者が多くを占める本県では、人材確保の必要性や物価上昇への対応などを背景に、業績が厳しい中で賃上げを検討せざるを得ない企業もあり、その原資の確保が喫緊の課題となっております。

このため県では、県内企業の稼ぐ力の強化を目的として、生産性向上のための設備投資をはじめ、販路開拓、新事業展開などに重点的な支援を行うとともに、県が中心となって、国や県内の主要経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、労務費などのコスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう、機運醸成の取組を行っているところであります。

現在も、燃油・原材料価格の高騰や人手不足など、県内企業にとりまして大変厳しい環境下

にあります。引き続き関係団体等とも連携し、事業者の持続的な賃上げにつながるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員 ありがとうございます。大企業と中小企業との賃金格差が3倍になっているとの報道もあります。労働者不足がどの業界でも進む中、人材確保の点からも、賃金は就職・転職の際の大きな目安となります。まして、今の就職世代はその辺をシビアに見ています。「地元に残りたいけど、これでは暮らせない」などと言われることがこれ以上ないように、経営改善の手助け、デジタル化、機械化などを県主導で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、地元の方から、「県有施設での自動販売機の県内企業優先発注はどうなっているのか」と聞かれました。確かに、県内施設を気にして見て回っていると、有名企業ばかりの自販機が目につきます。

そこで、県は「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づき、公共調達における地産地消を推進していると思いますが、県有施設における自動販売機の県内企業の優遇措置があるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 県有施設におきましては、各施設管理者が自動販売機1台ごとに設置者を公募しております。公募に当たっては、県内に本店を有する県内事業者の育成を図る観点から、各施設の設置台数の半数までを限度として、応募資格を県内事業者に限定する優遇措置を講じております。

また、優遇措置以外の公募枠においても、県内事業者の入札参加が可能であることから、現

在、県有施設に設置されている自動販売機282台のうち、半数以上の152台が県内事業者により設置されているところです。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも県内企業の優遇継続をお願いいたします。県内で経済が回ることが大事だと思います。今後とも県主導で進めていただきたいと思います。また、福祉、農福の観点も入れていただければありがたいと存じます。

先日、OTA大手の方と懇談しました。インバウンドにおけるインターネットの戦略が大事だと痛感いたしました。また、地域の勉強会で、「どのようにインバウンドを進めていくのか」の話合いに参加いたしました。いかに宮崎がインターネット上で弱いのかを痛感しました。SNSやインターネットで宮崎宿泊、宮崎観光と調べても、なかなかヒットしてこない。宮崎駿監督に大負けしている状況です。そもそも宮崎とのワードを外国人が検索するのか、他県との関連づけ、また周遊コース戦略など、多くの課題があると思います。

そこで、外国人観光客をどう呼び込むのか、県のインターネットを活用したインバウンド誘客の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 訪日外国人の旅行形態が個人旅行にシフトする中、インターネットでの情報発信を通じて、認知度向上を図り、誘客につなげる取組の重要性が増しております。

このため、今年度、県では、公式観光サイトの多言語化に取り組むとともに、SNSによる情報発信や、OTAと呼ばれるオンライン旅行代理店と連携したプロモーションを強化することとしております。

これらの取組では、熊本や鹿児島等からインバウンドを取り込んでいくため、他県空港経由で本県を周遊するモデルコースの設定や、九州Ma a Sを活用したデジタルチケットの造成を行うとともに、OTAサイトへの宿泊施設等の登録促進など、受入れ環境の充実も図りながら誘客を促進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。東京、福岡などに行きますと、多くの外国人観光客を見かけます。統計でも分かりますが、本県は少し出遅れているようです。外国人観光客は、来る前に宿泊地、観光名所を検索し、またそのときに、順路はもちろん、レンタカーなどの予約をしていくことが多いと聞きます。専門家を交えながら戦略を練っていただけたらと思います。

次に、人口減少が進む中、人口減少対策が本県でも問題となっています。人口減少を解決する方向性としては、他国を見ますと、2つの方向性があります。1つは、少子化対策として、子育て支援であります。フランス、北欧などがそのケースだと思えます。また一方で、移住で受け入れていくという対策もあります。

日本では、一部の専門職と技能実習生として外国人労働者を受け入れております。はた目には増えているようには思えませんが、統計で見ますと、令和5年10月末時点で200万人を超えております。そして、毎年5,000人以上の技能実習生の方が行方不明となっております。制度が変わりまして、実習先を変えることができるようになり、変化はあると思いますが、5,000人以上の方が行方不明となり、そこから犯罪に巻き込まれる方も出てきていると予測ができます。

そこでまず、県内の外国人労働者数と技能実習生の失踪者数を商工観光労働部長にお伺い

いたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県内の外国人労働者数は、宮崎労働局によりますと、令和5年10月末現在で7,021人となっております。

また、県内の技能実習生の失踪者数は、出入国在留管理庁によりますと、令和4年の1年間で117人となっております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。思ったより多くの方が行方不明になっていることが分かり、大変驚いております。この議場にいる全員以上の方が1年間で行方不明になっていると。

仕事環境の改善はもちろん、暮らしやすい住環境を進めていくことが大事だと考えます。都市圏とは違い、宮崎県においては地域コミュニティがまだ生きている地域が多くあります。

そこで、宮崎県における外国人住民が地域に溶け込んで生活するために、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県において、外国人住民が増加する中、外国人が地域社会の一員として生活するためには、受入れ環境の整備が重要であります。

このため県では、ワンストップの相談窓口として外国人サポートセンターを設置し、就職、医療、教育、運転免許等の様々な生活面での悩みに対して、多言語対応を行っております。また、県民と外国人が交流する伝統文化体験イベントや日本語教室の開催に加え、県民向け多文化共生講座を実施するなど、相互理解の促進にも取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、外国人が地域において安全・安心に生活できる環境づくりを推進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。地域コミュニティにいかに関係する方を巻き込んで日頃より交流を図るのか、何かあったときに相談できる方、身近な人が地域にいるのかが重要だと思います。

多くの外国人の方が単身で来ております。周りは外国人ばかりです。外国人の方から見たら、日本人も外国人なので。彼らにとって当たり前のことが当たり前ではありません。ヨーロッパにおきましては、「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった」との有名な言葉があります。人権を第一に、宮崎で働きたいと思える地域づくりを、県として今後とも取り組んでいただけたらと思います。

最近ニュースでは、空き家問題が多く報道されています。先日、長野県から引っ越しを予定されていた方が、実家の周りは空き家ばかりなのに、不動産屋でも空き家バンクでもほとんど情報が得られず、市の担当者に聞きますと、急傾斜地、津波警戒区域は、空き家バンクでは紹介できないと言われました。

宮崎県は、海に面し、山に面しており、漁港近くの住宅地が密集した地区では、建て替えが難しい地域が多く、また急傾斜地沿いの家も多いと思います。空き家対策は、基本は市町村が取り組むべきものではありませんが、空き家の県内の実情と空き家対策における県の取組を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国が今年4月に公表しました住宅・土地統計調査の速報値によりますと、県内の住宅総数は[※]5万7,000戸で、そのうち賃貸住宅等を除いた空き家は5万5,000戸と推計され、住宅総数に占める割合は9.9%と増加傾向にあります。

このような中、昨年の法改正により、管理が

不十分な空き家についても、所有者等に対し指導や勧告ができるなど、対策が強化されましたが、一方で、実務を担う市町村からは、空き家の管理状況を判断する基準等に苦慮しているとの声も伺っております。

このため県では、市町村空き家連絡調整会議等を活用し、課題解決に向け、市町村への技術的な助言や連絡調整などの支援を行い、空き家対策の推進に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。移住対策として空き家を活用して進めていただきたいし、また、空き家が多いのに新築物件がどんどん建っている矛盾点、林業活性化の意味からも、県内木材を使った新築・改築が重要だと思います。今後とも、多様な観点から、県として空き家をどう活用していくのか考えていただければと思います。私も研究してまいります。

製材業者の方、大工職人の方と意見交換会を行いました。そこで課題となったのが、大工職人、建築関係の技能者が減少・高齢化しているとの問題です。県北で家を建てようとする、隣県から大工を呼ぶことがある。そうすると、建築費用も増加し、ツーバイフォーの建築物件ではなく、設計士が造る家、大工が建てる家が建てづらくなっているのが現状であります。

そこで、県内の大工就業者数の現状とその育成の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 若者の技能離れ、熟練技能者の高齢化が進む中、ものづくり分野においても人材不足は深刻な状況であると認識しております。

議員御質問の県内の大工の就業者数は、令和2年の国勢調査で3,960人と、5年前から約18%減少しております。

※ 146ページに訂正発言あり

このため県では、大工を含めた木造建築の担い手について、産業技術専門校の木造建築科で養成しており、昨年度の修了生18名のうち14名が県内に就職しております。

また、事業主が実施する木造建築などの職業訓練に対する補助を行っているほか、建築大工を含む技能検定について、実技試験の受検手数料の助成を実施しています。

引き続き、将来のものづくり分野を担う若者の確保・育成を図ってまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも若手育成を続けていただくとともに、県内就職を進めていただければと思います。宮崎の家は宮崎の職人で造れるようお願いいたします。

次に、有機農業についてお伺いいたします。

農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」の2050年までの目標として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、低リスク農薬への転換、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するなど掲げています。

新規就農者の中には、有機農業をやりたいと思う方が多い。その方たちへの指導ができる人材がなかなかいないというのが現状だと思います。また、新規就農者で有機農業者の一番の課題は販路だと思います。有機農業をしている方たちと連携して、有機農業の人材育成、販路指導まで行っていくことが大事だと考えます。

そこで、有機農業を拡大するために、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 有機農業を拡大するためには、新たに有機農業に取り組む農業者の育成や、安定的に販売できる販路の確保が重要であります。

このため県では、今年度から、県立農業大学校において新たに有機農業のカリキュラムを設けるとともに、地域の先進的有機農業者による栽培技術の現地指導を進めていくこととしております。また、昨年度、有機農業者と量販店等の実需者とのマッチング商談会を開始したところであり、今後さらに拡充を図り、新たな取引先の開拓を行ってまいります。

これらの人づくりや販路確保の取組を強化し、国の目標も踏まえ、有機農業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。有機農業をしている方に会いますと、後進の育成にはぜひ協力したいと言われる方が多いです。ぜひ有機農業をしている方たちの横の連携を県でやっていただけると助かります。

また、有機農業は、平場では広い面積をまとめてする必要がありますが、中山間地域など比較的面積が狭い地域では、隣接する耕地がないので、有機農業をやりやすいというメリットもあると思います。有機農業を観光につなげる取組もあります。県として、有機農業の拡大をいろいろな観点から研究し、進めていただけたらと思います。

次に、農福連携についてお伺いします。

前回、農福について質問したときに、農業の労働者としての視点が非常に強いと感じました。確かに、1次産業で人手不足の中、農福は人手不足解消の手法として非常に重要であると思います。しかし、あくまでも福祉との視点を忘れてはならないと思います。どのように障がい者の方に働いてもらうのが重要であります。

また、農福は、就労支援として農業を使うことで、工賃が上がり、自立できるよう促す効果

も期待できると考えます。

そこで、障がい者の就労促進、工賃等の向上を図る上で、農福連携が有効と考えるが、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 農福連携は、障がい者の就労機会の拡大と工賃の向上、さらには農業の担い手不足対策にもつながる大変意義深い取組であります。

このため県では、農福連携推進センターを設置しまして、就労継続支援事業所と農業者とのマッチングを進めており、令和5年度は10件の請負契約に結びつけているほか、セミナーの開催による支援人材の育成等を行っております。

また、自主事業として農業に取り組む就労継続支援事業所に、農業の専門家を派遣する事業も実施しております。

今後、農政水産部等と連携し、障がい者の農業分野における活躍の場を広める取組をさらに推進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。外で太陽を浴び、土をいじり、耕し、自分で野菜を作ることは、健康的であり、かつ達成感が味わえるよい職場です。高齢者施設などにも広げていただきたいと思っております。施設に閉じ籠もっているよりかは、太陽を浴びたほうがいいのは当たり前です。ぜひ今後とも農福連携の推進をお願いいたします。

次に、ひきこもり問題についてお伺いいたします。

県のひきこもり支援を使い、ひきこもりサポーターをされている方たちと懇談会を持ちました。私もサポーターとして登録させていただいております。

ひきこもり支援については、宮崎県はすばらしい取組をしていると考えますが、市町村単位

で見ると、地域格差があるように感じております。専門の窓口があるところ、広報を出しているところ、県のチラシを置いていただけのところ、やはりひきこもり問題は身近な問題であるとの周知が足りていないように感じております。そもそもひきこもりを相談していいのかという県民の方も多いと思います。

そこで、ひきこもり支援の取組や相談窓口について、一層の周知が必要と考えるが、県の対応を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、ひきこもり問題の理解促進や相談窓口の周知を図るために、当事者に接する可能性がある民生委員や児童委員、社会福祉協議会、看護師などの医療従事者や、ひきこもり支援に関心のある県民を対象とした研修を実施しております。

また、社会で取り組むべき問題であることを県民に広く知ってもらうために、テレビやラジオ、SNS、リーフレットなど、様々な媒体での情報発信や、ひきこもりの長期化・高齢化がもたらす8050問題の啓発セミナーを開催しております。

今年度は、回覧板や広報紙など、市町村の広報媒体も組み合わせまして、周知に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ひきこもり支援は総合支援であり、役所での横の連携が必要であり、長期的な支援でもあります。実態を把握する上でも、県民への周知が大前提だと思います。悩んでいる方に声が届くよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、重症心身障がい者、医療的ケア児者についてお伺いいたします。

地域で障がい者の方に過ごしていただくという観点から、訪問医療の重要性を考え、医療的

ケア児者を訪問診療する医療法人を視察、レスパイト施設の見学にも行かせていただきました。往診に同行させていただき、同行中、医師より様々な助言をいただきました。

重症心身障がい者、特に医療的ケア児者は、呼吸器、たん吸引器、胃瘻器などをつけていることがあり、通院が負担になっていることが多い中、訪問医などは非常に有意義な制度であると考えます。

また、視察先の医療法人では、電子カルテなどデジタル化を進め、患者情報の医師同士の共有化はもちろん、地域の基幹病院との連携を行っており、緊急入院などの際、スムーズな移管を可能にしておりました。医学的見地からも重要だと思えます。

重症心身障がい者、医療的ケア児者の親は、子供の看病が大変であり、一人で悩みがちです。訪問してくれ、日頃より医師に相談できる体制は、障がい者本人だけではなく、保護者視点からも重要であると感じております。ぜひ宮崎県でも訪問医などを進めていただく必要があると思えます。

脳の発達という観点から、小学校に上がるまでの年齢に、いかに親を含めた他人と接し、交流するかが、子供のコミュニケーション能力の発達、また性の自己認識につながります。重症心身障がい者であろうが、医療的ケア児者であろうが、この点においては、健常者と異なることはありません。自分ならではのコミュニケーション方法を模索しております。ここで重要になってくるのが、訪問医はもちろん、訪問看護、訪問保育を保護者が利用でき、いかに保護者以外の他人と交流を図るかです。

では、宮崎県において、このような支援が広がっているのか、保護者の理解が広がっている

のか心配です。管轄においては、基礎自治体である市町村に責任はあると思いますが、重症心身障がい者、医療的ケア児者の福祉において、市町村格差が激しい。この点は、日中一時支援の支援金額からも明らかです。宮崎市においては6,000円、西都児湯郡は3,000円、延岡市においては1,770円です。お金があるなしの自治体差はあってしかるべきだと思いますが、あまりに格差が激しい。最低賃金にすら届かない自治体が平然と存在しています。

県が主体となって、重症心身障がい者、医療的ケア児者支援におけるプラットフォームなどを作成し、市町村に体制構築、支援をするよう促していくこと、人数が多くはないので、アウトリーチで進めていくことができるのではないかと考えます。

そこで、重症心身障がい者等への支援について、地域格差が問題であると考えるが、県としてどのように底上げを図っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 地域における重症心身障がい者等への支援の底上げを図るためには、それぞれの地域で医療・保健・福祉・教育など各分野が連携し、地域の人材や施設を有効に活用して、必要な支援に結びつけていくことが重要であると考えております。

このため県では、各地域における支援の協議の場の設置促進を図るとともに、市町村や相談支援事業所において、地域の関係機関との情報共有や個別のケースに応じた支援計画の調整などを行うコーディネーターの養成を行っております。

現在、18市町村においてコーディネーターが活動しておりますが、令和8年度までには全ての市町村への配置を行うことによりまして、地

域間格差の是正につなげてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

この点、重症心身障がい者等に対し、どのように支援していくのか、知事にも意気込みを聞きたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 重症心身障がい者の方々、そしてその御家族におかれましては、日常生活の中で様々な不安を感じながら過ごされており、そのような皆様が社会から取り残されることなく、安心して健やかに過ごせる支援体制づくりの重要性を強く感じております。

そのため、本県ではこれまで、在宅医療に関する講習会や、重症心身障がい者を受け入れる事業所への施設・設備の補助などの取組を行ってきております。また、今年度からは、医療型・福祉型両方の短期入所施設に対し、受入れ実績に応じた助成を行う事業を九州で初めて開始したところであります。

今後とも、市町村や関係する皆様と意見交換を行いながら、よりきめ細かなサポート体制の構築に取り組み、重症心身障がい者とその御家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後とも進めていただければと思ひます。重症心身障がい者の方にも、医療的ケア児の方にも、安心して生活できる宮崎にしていきたいと思ひます。

公明党は、病気の重症化を防ぎ、社会保障費の削減の観点からも、予防医療の重要性を訴えております。予防医療として、各種ワクチン接種の推進、日頃の運動推進などがありますが、今回は健康診断についてお伺ひいたします。

健康診断は、会社勤務の方は会社が責任を

持って毎年受けることが義務づけされていますが、個人事業主、バイトの方、専業主婦の方などは自己責任で受けるものです。健康診断は1年に1回ですが、自己の健康を見直すよい機会であり、病気の早期発見につながります。また、生活習慣の改善の指導にもつながる大事なものです。

しかし、宮崎で胃カメラを受けようと思っても、空いている病院がほとんどない。大腸がん検査も同じです。

先ほど述べましたが、自己責任で健康診断を受ける方たちへ健康診断の受診を促す取組を含めて、医療費抑制には生活習慣病の早期発見が大事であり、健康診断やがん検診の体制づくりが重要であると思ひますが、県の取組を福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 診療を受けた人数に着目いたしますと、本県では、生活習慣病が占める割合は、入院で約2割、外来で約3割となっており、特定健康診査やがん検診によりまして、生活習慣病の早期発見、重症化予防につなげることが重要でございます。

そのため県では、特定健康診査とがん検診との同時受診や、大学や商業施設での実施など、医療保険者や市町村の取組事例を共有する機会を設けることによりまして、受診しやすい環境づくりを行っております。

また、科学的根拠に基づいたがん検診の推進のために、医師や放射線技師等の従事者に対する研修を実施いたしますとともに、定められた手順の遵守など、適切な検診実施体制づくりに向けて必要な技術的支援を行っております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。先日、医師の方と話したときに、触診以外はオンライン化できると伺ひました。医師が不足して

いる現状を踏まえて、どう対策していくのが重要であると思います。先ほど述べた訪問医療をしている施設では、デジタル化が進んでいました。効率化も進んでおりました。受診を促す取組については、市町村と連携し、全員受診を目指して取り組んでいただければと思います。

次に、5歳児健診について伺います。

5歳児健診は、精神発達の状況、言語障がいの有無、社会性の発達などを早期に発見するための健診です。3歳児健診までに多くの重篤な先天性の身体的疾患は発見されます。一方で、5歳児健診では、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価することが目的です。発達障がい、自閉症、場面緘黙症などを早期に発見することで、その子の特性に合った指導あるいは治療をすることにつながる、小学校に上がる前の重要な健診だと考えます。

本県における5歳児健診実施状況と体制整備における今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 5歳児健康診査は、発達障がいや知的障がい等の子供の個々の発達の特性を早期に把握し、必要な支援につなげるためにも重要な取組であります。国も昨年度から市町村を実施主体とした支援に乗り出したところであり、県内では、令和6年5月末時点で5市町が実施、9市町が今後実施を予定しております。

県といたしましては、実施体制の整備に向けて、市町村に対して国庫補助事業の活用を働きかけ、健診従事者向け研修を開催するとともに、担当する医師等の確保が難しい場合には、医師会など関係機関と連携しながら、広域的な調整を進めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。実際に小学校に登校してからの発見では、担任の先生の知識いかんで判断が遅れ、教育が不十分になってしまいます。

現在、障がいは、特性あるいはギフテッドと呼ばれていますが、その子に合った指導、教育があってこそ、児童は伸びるものだと思います。また、保護者の負担が減り、理解が進むものだと思います。ぜひ、子育て日本一の県として進めていただく重要な政策だと思いますので、よろしく願いいたします。

関連になりますが、我が家の子供について少し心配になり、発達障がい等の診断を受けたいと発達障がい者支援センターや病院に問合せをしたところ、初診までに半年待たなければいけないとか、さらに診断されるまでに1年以上かかるといったケースをよく耳にします。

全国平均では2.6か月。早期発見をし、また特性に合った指導、治療、改善が必要なところ、宮崎県では行えていないのが現状です。発達障がいの児童が増えている中、喫緊の課題であり、子育て支援の一環として非常に重要な課題であると思います。

そこで、発達障がい等の診察を行う医療体制をどう整備するのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 発達障がいについては、これを早期に発見し、必要な療育支援へつなげることが重要であります。医療機関の受診待ちが数か月に及ぶなどの状況があり、対応すべき課題であると受け止めております。

このため県では、診療を行っている医療機関を県ホームページで公表するとともに、小児科や内科などの地域のかかりつけ医が発達障がいの診察や相談にも対応できるよう、県医師会や

宮崎大学と連携した研修などに取り組んでおり、診療を行う医療機関も徐々に増えてきております。

今後とも、関係機関と意見交換をしながら、専門人材の育成など医療体制の整備に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。多動症、自閉症の診断は、オンライン診療で遠隔診療が実施可能とする慶應大学の研究成果も出ております。全国的に見ても児童精神科医が少ない中、どう制度設計していくのか、子育てしやすい宮崎県にしていくのか、検討をお願いしたいと思います。

次に、不登校問題について質問いたします。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを本年度から増員していただき、小学校でも相談できる体制をつくっていただいたことは承知しておりますが、実際に不登校児童生徒の親御さんから話を聞くところ、学校にカウンセリングを受けたいと言っても、教頭、校長の裁量なのではないでしょうか、受けさせていただけないとの話を聞きます。

また、カウンセリングを受ける児童についても、授業時間を利用して受けることになるので、周りの理解が進んでいない中、非難の目で、奇異な目で見られてしまうので、児童が受けづらいといった意見もあります。

そこで、学校におけるスクールカウンセラーによる相談体制や、児童生徒や保護者が直接利用できる相談窓口について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、今年度から実施している不登校等対策強化事業におきまして、校内の組織的な対応を目指して、スクールカウンセラーの人員の拡充を図

り、県内の全公立学校に配置・派遣することで、児童生徒及び保護者にとって、より相談しやすい体制を構築しているところであります。

また、学校に相談しづらい児童生徒、保護者のために、対面による来訪相談や、電話やSNS等を通じた24時間子供SOSダイヤル、宮崎県子どもSNS相談等、県教育委員会の担当者や専門の相談員に直接相談できる体制を整えております。

今後も相談体制の充実を図るとともに、児童生徒と保護者が学校内外で相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後ともよろしくお伺いいたします。

同じく不登校問題についてお伺いいたします。

今回、宮崎県教育支援センター「コネクト」を立ち上げていただき、県として、不登校児童生徒への支援を拡充していただきました。大変にありがとうございます。

そこで、コネクトの運用と市町村不登校支援との立て分けが大事になってくるとともに、やはり各教育委員会、教師への研修が根本であると思います。この点、他県に視察に行っていました。教師用の冊子をつくり、配布しているところ、事例データベースをつくり、また、対面での研修なども行っていました。

不登校問題は昔から存在しますが、不登校になる生徒の増加、態様も変化しており、都度の教員の学び直しが重要であると考えます。県における不登校児童生徒への対応に関する学校への支援について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校児童生徒への対応につきましては、令和4年度に改訂された国の生徒指導提要において、「個に応じた具

体的な支援を行うこと」とされており、改めて一人一人に寄り添った支援の重要性が確認できたところでもあります。

県教育委員会では、昨年度実施した担当者会で、この国が示した支援の方向性を共有するとともに、各学校の研修を通して、全ての教職員に共通理解を図るよう指導したところでもあります。さらに、今年度のスクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、専門スタッフとの連携が重要となり、学校には、より組織的な対応に取り組むよう助言しております。

今後、不登校児童生徒に対して、個に応じた適切な対応が行えるよう、学校を支援してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

次に、普通科高校における朝課外授業について質問いたします。

私が在籍していたときも朝課外授業がありました。半ば強制的に行われていたと思います。朝課外は九州各県で行われている九州独自の取組であり、熊本においては全面廃止、福岡県においては任意性の担保を徹底するなど、変化が見えてきているところです。昔と違い、私塾が少ないということもなく、勉強のツールもオンラインで学べるなど教材も増え、全国的に宮崎県だけ学ぶ環境が少ないといった点はないように思います。

そこで、普通科高校における朝課外が、生徒、また教員に負担を強いることになっていないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外は保護者からの要請であることを踏まえ、PTA会長が毎年、年度の初めにPTA総会等で実施についての承認を得ることとしております。あわせまし

て、その実施に当たりましては、受講者である生徒に対しても参加希望を取り、担当する教職員に対しても、必ず諾否を確認しております。

朝課外の実施に当たりましては、様々な議論があることは承知しておりますが、生徒、職員にとって過度の負担とならないように、生徒の主体的な学びや働き方改革の観点からも、その在り方について検討を重ねるよう、今後も丁寧に働きかけてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。

関連して、朝課外授業が学力向上や資格取得に対して効果があるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校では、生徒の進路希望や目標等に応じて、教科や難易度を選ぶことができる選択制の講座の実施をはじめ、その内容や時期、期間等も工夫しながら朝課外を実施しております。

朝課外は、保護者の経済的負担軽減も図りながら、学力向上や進路実現、資格取得を目指して取り組む生徒を支援し、その学習にさらに厚みを持たせる機会となっていると認識しております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。PTA、保護者からの要請であるという点については、課外授業ありきの慣例になっていないかを検討していただきたいと思いますし、私塾ではありますが、教えない塾、あくまでも個別計画を策定して自主的に学ぶことを教える塾などもあります。ライザップ版勉強塾みたいな感じですね。教育長が答弁された生徒の主体的な学びに朝課外が価値的なのか、真摯に検討していただけたらと思います。

また、睡眠は、学習面、精神面、健康面でも非常に重要です。睡眠時間が確保できているの

か等の客観的、科学的な検証もお願いしたいところでは。

生徒、教員の負担なく実行され、学力向上につながっているのであれば、ぜひ続けていただきたいと思えます。反対に、今までやっているからといった慣例で行い、学力向上の成果もなかなか出ず、健康上に負担があるというのであれば、廃止を検討すべきだと思います。今後とも検証をお願いいたします。

最近読んだ本に「ルポ 誰が国語力を殺すのか」という本があります。いかに子供の自己表現力、想像力、語彙力が下がってきているのかが、事例を通して書いてありました。

人間はコミュニケーションの生き物です。虚構、物語により、共感力、想像力で発展してきた生物であります。これは「サピエンス全史」に書かれていたと思えます。

今、その点が日本の若者から失われようとしている。それに付随して、不登校問題、SNS依存のSNS言語でしかコミュニケーションが取れない子供、短文でしか話せない子供、他人の気持ちが想像できない子、自己の感情を抑制、整理できず、犯罪に走る子等が書かれておりました。様々な学校で国語力をつけようなどの工夫も書かれており、一つには哲学対話などが紹介されておりました。

そこで、国語力を培うための教育が必要であると思えますが、本県での取組を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国語力につきましては、文部科学省の文化審議会において、「考える力」「表す力」などを中核とすることが定義されており、議員御指摘のとおり、自分の考えを持つことや、その考えを表現することが、国語力の育成につながると考えております。

現在、各学校では、その思考力、表現力の育成のために、授業や様々な体験活動の中で、子供たちが自ら考え、対話しながら自分の思いを表現し、さらに考えを深める「主体的・対話的で深い学び」による授業を実践しております。

県教育委員会といたしましては、この学びのプロセスを宮崎県らしい分かりやすい言葉で「ひなたの学び」と名づけ、幼児期から高校までの全ての学びの場において推進しているところであります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当にすばらしい取組であると思えますし、これがしっかり波及していけば、表現力豊かな、国語力豊かな子供が育つと思えます。教育の目的は、教育基本法第1条に書かれているとおり、人格形成にあります。その根底は、自分で考え、答えなき答えを考える育成が重要だと考えます。目標を掲げるだけではなく、現場教員への研修の徹底をお願いいたします。

次に、教員確保について、本県で教師として働きたいと思う人材を確保するため、大学とどのような連携を図っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 大学との連携としましては、採用試験における県内外の大学からの推薦者に対して、1次試験を免除する特別選考試験を実施しております。また、大学生に学校の職場体験をさせるスクールトライアルや、授業実践力の向上を目指す「ひなた教師塾」を実施しております。これらの履修を単位として認定している大学もございます。

中でも、全国に先駆けて、宮崎大学と連携し創設した宮崎県教員希望枠では、高校へのガイダンスから大学での育成まで、長期的視点に立った人材育成を行っており、本年度より、そ

の定員を15名から30名に拡大いただいたところ
であります。

今後も大学との連携を深めながら、人材の確保
に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。この
点についても、研修に行っていました。大
学の授業において共同研究の場を設けたり、教
育実習とは別に、学校体験プログラム、イン
ターンシップを盛んに取り入れている地域がご
ざいました。また、キャリア採用を設けたり
——これは幹部候補としてですね——様々な取
組が行われておりました。

また、教員採用決定後に教員採用者同士の座
談会を設けたり、OB・OGとの交流を図った
り、様々な取り組まれておりました。また、今の
世代に合わせた年収の提示や、福利厚生がどう
なのかの表示を工夫しておりました。

教員としてのやりがい、魅力を訴え、本県は
大学は少ないですが、少ないからこそ大学と密
に連携ができると思います。ぜひ様々な工夫を
していただけたらと思います。

次に、ICT活用についてお伺いいたしま
す。

ICT活用が政策として進められる中、様々
な面で工夫がなされていると思います。生徒と
のノート共有で、個別の理解度に応じた対応が
できるようになった。また、体育などで自分の
動いている動画を撮影することで技能習得に役
立つなど、様々な利点がある一方、教員から
は、ICTになったから仕事が増えた、毎日大
量に、30通、40通メールが来るなどの声が聞か
れます。

そこで、学校におけるICT活用に関する効
果と課題について、教育長にお伺いいたしま
す。

○教育長（黒木淳一郎君） ICT活用につ
きましては、令和3年度より「教育の情報化」推
進プランを策定し、重点的に取り組んでまいり
ました。これにより、児童生徒は容易に必要な
情報を調べたり、自らの理解度や学習ペースに
応じた学びを進めることができいております。ま
た、自動採点システム等の導入など、校務にお
ける省力化・効率化も進んでおります。

一方で、教員は、セキュリティや情報モラ
ルに配慮したり、新しいスキルを習得したりす
る必要が生じております。

県教育委員会といたしましては、研修等を通
して、負担軽減につながる校務デジタル化の好
事例の共有を図ったり、情報モラル教材「ギガ
ワークブックみやざき」を作成し、その活用を
推進したりすることで、引き続き課題解決に取り
組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。教員
の方から、30通、40通メールが来て、それを自
分の授業というか、講座が終わった後に見なけ
ればいけないので、2時間、3時間、ずっと
メールを続けないといけないですし、そのうち
の10通は回答を書かないといけなかったり、そ
れだけで残業時間が増えるというふうに伺って
います。

ICT活用については、あくまでもツールで
あり、いい面と悪い面が見えてくると思いま
す。便利なツールではありますが、常にオンタ
イムであるという精神上不衛生な状態でありま
す。モラルを持った使い方を教育面でしていただ
ければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます
が、質問しましたことについては、私自身も責
任を持って勉強・研修し、さらに促進してい
きたいと存じますので、今後ともよろしく願

いたします。ありがとうございました。(拍手)

○**県土整備部長(桑畑正仁君)** 先ほどの空き家対策の質問に対します答弁の中で、県内の住宅総数を誤って5万7,000戸と申し上げましたが、正しくは55万7,000戸です。訂正いたします。

○**濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時0分再開

○**野崎幸士副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、永山敏郎議員。

○**永山敏郎議員**〔登壇〕(拍手) 都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。傍聴の皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

今6月定例会の冒頭、知事による提案理由説明において、5月15日に開催された「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミットinみやぎ」の件について報告がありました。サミットの翌日には、宮崎日日新聞の一面で、「東京一極集中是正を」との見出しで大きく取り上げられ、県内外に広くアピールできたのではないかと、そのように思います。

全国の都道府県の連携については、九州地方知事会や全国知事会の枠組みがあり、地方の声を国に届ける重要な役割を担っています。

一方、今回の日本創生のための将来世代応援知事同盟については、九州の宮崎県、長崎県、

熊本県、鹿児島県をはじめ、全国25人の知事で構成し、活動しているとのこと。知事会の枠組みとは別に、個別の問題意識を持つ知事が加盟していると考えます。東京都知事や都市部の知事も参加している全国知事会等ではなかなか声を上げにくい人口流出等の問題を深く議論できる、よい機会とも捉えます。

それでは初めに、日本創生のための将来世代応援知事同盟の活動内容と河野知事が同盟にどのような思いで参加されているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○**知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕お答えします。

この日本創生のための将来世代応援知事同盟であります。もともと平成25年に「子育て同盟」という名前で、私を含む10人の若手知事グループで立ち上げたものでありまして、自ら子育ても実践しながら、少子化対策にしっかり取り組んでいこうと、そのような思いで進めてきたところであります。

そして、国が地方創生を掲げて取組を進める中で、子育ての問題にとどまらず、この対象を地方創生全般に広げようということで、若い世代が地方で暮らし、結婚し、子供を産み育てられる社会を実現していこうという思いを共有した12県の知事により、平成27年4月に今の名前の同盟を立ち上げ、現在では25人までに拡大しております。毎年持ち回りでサミットを開催し、少子化対策、地方創生などの議論を行い、国への提言を取りまとめ、国に対する提言活動などを行っているところであります。

もともと若手知事が、全国知事会の中でも発言力を増していこうという思いもあったところ

であります、今や過半数を占め、また、この同盟の中から3代続けて全国知事会長も出しているというような状況もございます。また、知事ならではの悩みや課題等をお互い話し合う貴重な意見交換の場にもなっております。

私としましては、人口減少が急激に進み、東京への一極集中の流れが止まらない中、このままでは国全体の活力が失われかねないという危機感の下で、人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくるとともに、行政、企業、そして地域全体で将来世代を支える社会を実現するために行動しなければならないとの思いから、本同盟に参画し、活動しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。子育て世代の若手知事グループによる子育て支援充実のための活動から、人口減少や東京一極集中など、さらに大きな課題解決のための新たな同盟として立ち上がったとのこと。設立時の12名の知事によるイクボス宣言などが話題になったことも記憶に新しいところです。

設立以降、各県持ち回りで開催するサミットなどを通じ、社会問題や地域の課題について広く発信していると認識します。

一方で、同盟については各県の負担金で運営され、持ち回りのサミットでは、開催県の持ち出し等も発生すると聞き及んでいます。毎年のイベントをこなすことが目的とならないよう、本来の設立の趣旨を踏まえ、国への要望活動や地方創生、人口減少対策の好事例の情報共有等、さらなる活動の充実が期待されます。

そこで、本県で開催されました宮崎サミットの概要と知事同盟の今後の展開について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先月、本県で初めて開

催されたサミットでは、人口減少問題をテーマに掲げて意見交換を行いました。「地方自治体「持続可能性」分析レポート」を発表した人口戦略会議の三村議長と山崎実務幹事に講演いただいた後、参加した知事などによりまして、様々な角度から人口減少問題の議論を交わしたところでもあります。

そして、人口減少問題に不退転の決意で取り組むべく、東京一極集中を是正し、若者、特に女性が地方で活躍できる地方分散型社会の実現や、国、地方自治体、経済界等が連携して国民運動を巻き起こし、官民一丸となった推進体制を構築していく必要性などを「みやざき声明」及び「人口戦略緊急アピール」として取りまとめ、宣言したところでもあります。

特に人口減少問題につきまして、国にその政策を真正面から国政の重要課題として取り上げ、その司令塔も設置をしていただきたい、そういう思いから、骨太方針も含め、今後、国の政策に反映させるため、先月、私が同盟を代表して、政府・与党関係者に対して積極的に要望活動を行い、実現に向けて強く訴えてきたところでもあります。

今後とも、こうしたサミットの成果を生かし、若い世代が地方で暮らし、結婚し、安心して子供を生み育てることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。全国知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟、それぞれの枠組みを活用し、今議会でも多くの議員が質問等で取り上げられております東京一極集中問題、地方創生等、国に対して積極的に要望されることを期待いたします。

次に、障がい者施策についてお伺いします。

障がいのある人も障がいのない人も、互いに

人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指し、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。同法は令和3年5月に改正され、今年4月、改正障害者差別解消法が施行されました。

共生社会の実現に向けては、昨日、福田議員も質問されましたが、教育現場におけるインクルーシブ教育など、社会全体で様々なアプローチがなされています。

それでは初めに、改正障害者差別解消法の概要について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいや理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある方への合理的配慮の提供を求めることなどを通じまして、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しております。

本年4月1日に施行されました改正障害者差別解消法では、障壁を取り除いてほしい旨の申出を受けた際に、合理的配慮を提供する義務化の対象が行政機関等から個人事業主やボランティアグループなどを含む事業者に拡大されました。

○永山敏郎議員 今回の改正により、合理的配慮の提供は、これまで努力義務だったものが義務に変更になったというふうな改正もあります。また、対象となる事業者の定義が個人事業主やボランティアグループまで拡大されたとのことです。

実際の運用については、どのような対応が不当な差別的取扱いに当たるのか、また合理的配慮がどの程度のものなのかについては、個々のケースにより判断が異なるなど、対応に苦慮することが考えられます。

研修の開催やホームページ等での周知、あるいは相談窓口での対応等が必要になると考えられますが、事業者による合理的配慮の提供義務化に伴う県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、事業者による合理的配慮の提供義務化に向けて、昨年度、地域の福祉関係職員や公共交通事業者等を対象に研修会を開催し、今年度も市町村職員や旅館、飲食業等の事業者を対象とした研修の開催を検討しております。

この研修の中で、合理的配慮の提供に当たりまして、障がいのある方と事業者が対話を重ね、相互に理解を深めながら、共に対応を検討する建設的対話を行うことなどについて、理解を深めていただいております。

また、出前講座の開催やリーフレットの配布のほか、新聞広告、県ホームページなどによる広報に取り組んでおりますとともに、合理的配慮の提供等の相談に対応する窓口の充実を図っております。

○永山敏郎議員 改正から施行まで期間があったこともあり、研修等を通じ、周知についてはしっかりと取り組んでいるものと認識いたします。引き続き事業所への支援をお願いします。

また、県庁や市役所など行政機関についても合理的配慮提供の義務化の対象となっておりますが、県庁における合理的配慮の提供について、県の対応を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 行政機関における合理的配慮の提供は、平成28年の障害者差別解消法の施行時より義務づけられております。これを踏まえ、県におきましては、「障がいや理由とする差別の解消の推進に関する宮崎県職員対応要領」及び「職員対応マニュアル」

を策定し、職員に対し、周知を図ってまいりました。

県庁における合理的配慮の提供を含む障がいを理由とする差別の解消を一層推進するため、職場研修等を通じまして、要領やマニュアルを活用しながら、職員に対するさらなる意識の啓発に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 県庁への来庁者への合理的配慮の提供については、これまでの研修等も経て、各職場で対応いただいていると認識いたします。また、障がい者雇用の県庁職員の方もいらっしゃると思います。県庁の職場環境を見ますと、庁舎に近い位置での職員駐車場などの確保もされており、合理的配慮の提供の一つであるかと考えます。引き続き、環境整備あるいは働き方なども含め、建設的対話を重ね、対応をお願いします。

改正障害者差別解消法は4月の施行からまだ2か月半の状況であり、今後様々な場面で、合理的配慮の提供に関して相談等も発生すると考えられます。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」においても、合理的配慮の提供義務違反の可能性のある事案が発生した場合の助言やあっせんの仕組みも定められているとのことですので、併せて周知されることを要望いたします。

次に、高次脳機能障がい者支援についてお伺いします。

今年の4月18日に、県庁において、県と高次脳機能障がい者家族会との意見交換会が開催され、私も齊藤県議と共に同席させていただきました。

高次脳機能障がいについては、先日、宮崎日日新聞で県内の推計等も報道されるなど、マスコミに取り上げられる頻度も増えてきたと思

いますが、まだまだ世間一般的に認知が不十分な状況かと考えます。

まず初めに、高次脳機能障がいの定義について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がいとは、交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症によりまして、記憶障がい、注意障がい、段取りよく作業が進められなくなるなどの遂行機能障がい、周りとのコミュニケーションがうまくいなくなるなどの社会的行動障がいなど、認知機能に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことをいいます。

御本人や家族等でさえも認識や把握が困難であり、外見からは分かりにくいことから、「見えない障がい」とも言われております。

○永山敏郎議員 それでは、昨年度、県が実施しました高次脳機能障がい実態把握調査における県内の高次脳機能障がい者数の推計について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 昨年度実施した調査の中で、県内140の医療機関に対し、令和5年4月から6月の間の脳血管疾患等による新規入院患者について調査を行いましたところ、106の医療機関から回答があり、高次脳機能障がいの「診断あり」及び「疑いあり」の方が248人となりました。

この数字を基に、年間の新規発生数を992人と推計し、さらに性別・年代別の脳卒中患者の平均余命を掛け合わせ、県内の高次脳機能障がい者数を「疑いあり」を含めて7,054人と推計しております。

○永山敏郎議員 昨年度、私は厚生常任委員会に所属していました。委員会の中で、県障がい者計画、県障がい福祉計画の改定に関連し、県

内の高次脳機能障がい者の人数について質問したことがありましたが、そのときの回答では、推計4,000人程度とのことでした。今回の実態調査での推計が7,054人と、さらに多くの当事者がいる実態が判明いたしました。

一方で、今回の実態調査については、対象となる医療機関からの回答が75%程度にとどまることや、1年間のうち、4月から6月の調査期間での推計となっており、実際には数字に上がらない当事者も数多く存在するのではないかと考えます。

ですが、県内で高次脳機能障がいの診断または疑いのある方が少なくとも7,054人存在しているとのことです。

調査結果によりますと、その中で0歳から14歳までの年少者、15歳から64歳までの生産年齢層を合わせた数は4,213人と推計され、多くの方が生活や就学、就労に困難が生じていると考えられ、支援が必要です。

また、今定例会において、高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業に関する補正予算も提案されております。

そこで、高次脳機能障がい者に対する支援の現状及び今後の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県ではこれまで、身体障害者相談センターや宮崎大学医学部における相談対応や研修会、出前講座等による普及啓発のほか、社会生活に適應するための集団訓練を行う通所教室の運営等に取り組んでまいりました。

今後とも、補正予算案で計上しております支援者養成研修などを通じまして、関係機関の地域支援ネットワークの充実や支援者のスキルアップを図るとともに、各種媒体を活用した効

果的な普及啓発を進めてまいります。

○永山敏郎議員 相談体制、普及啓発、通所教室に加え、今回新たに支援者養成研修を実施するとのこと。通所教室も大変ありがたいと思いますが、県内1か所で定員も5名と、対象者数を考えると、まだまだ支援が不十分と考えます。

今回の研修は、障害福祉サービス事業所等の加算取得に必要な研修で、対象は障がい者相談支援事業所等の職員となりますが、多くの事業者から参加いただき、高次脳機能障がい者の支援体制構築につながるよう呼びかけをお願いいたします。

先ほど、年少・生産年齢層の当事者が4,000人を超えると触れましたが、学校や会社においても、高次脳機能障がいに関する正しい理解が必要です。講演会の開催やリーフレット作成等の普及啓発についても事業が予算化されていますが、さらなる普及啓発が必要と考えます。

障がい福祉の現場においては、障がい者当事者による相談体制、いわゆるピアサポートの取組も進められております。高次脳機能障がいにおいても、ピアサポートは重要な取組と考えます。特に、当事者の家族は、日常の生活での対応方法が分からず、悩んでいるケース等も想定されます。情報共有や家族同士の相談ができる体制構築に向け、家族会等とも連携した取組についても検討いただければと思います。

相談体制については、身体障害者相談センターや宮崎大学医学部における相談対応に取り組んでいるとのことでしたが、高次脳機能障がい者支援に対する県の人員体制及び予算の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がい者支援に係る業務につきましては、障が

い福祉課において主に担当する職員1名、支援拠点機関である身体障害者相談センターにおいて、専任の高次脳機能障がい支援コーディネーター1名を配置しております。

また、予算につきましては、相談支援事業や普及啓発事業、通所教室の実施等に係る費用として、令和6年度当初予算で682万3,000円を計上しておりますほか、高次脳機能障がい支援者養成研修実施に係る費用として、今議会に361万7,000円の補正予算案を計上しております。

○永山敏郎議員 診断、疑いまで含めると、対象者が7,000人程度、その中には介護保険サービスの適用となっている方もいらっしゃると思いますが、多くの方が支援を必要としている状況で、人員体制、予算ともに非常に不十分であると考えます。

県では、支援拠点機関となる身体障害者相談センターに支援コーディネーターを配置しているとのことですが、会計年度任用職員1名で県内の多くの当事者に対応できるとはとても考えられません。高い専門性が必要とされ、支援センターと専門医との連携、あるいは精神保健センターとの連携、先ほど触れました相談支援事業所との連携等、業務は多岐にわたるものと考えます。

また、県内全域での相談体制を強化するならば、保健所への専門職配置も有効と考えます。

県庁の本課におきましても、兼務ではなく、専任の専門職を配置して、身体障害者相談センターや保健所、相談支援事業所と連携したチームでの支援体制の構築が必要ではないでしょうか。新年度に向け、あるいは年度途中での体制や予算の強化を強く要望いたします。

さて、県においては、障がい者施策に関し、具体的な目標数値を掲げて、障がい者計画、障

がい福祉計画を策定しており、今年3月にそれぞれ改定されました。

そこで、県の障がい者計画や障がい福祉計画における高次脳機能障がいの位置づけについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 高次脳機能障がいにつきましては、第5次宮崎県障がい者計画におきまして、福祉・労働・教育・医療分野の取組を総合的に進めることが重要であると位置づけております。

また、その実施計画である宮崎県障がい福祉計画におきましては、支援拠点機関における相談支援の実施や普及啓発・研修等の充実、関係機関との連携による支援体制の確立を図ることが必要であると位置づけております。

○永山敏郎議員 県障がい者計画の総論の中で、例えば身体障がい者は、身体障害者手帳交付者数が令和4年度末現在5万6,837人、知的障がい者は、療育手帳交付者数が令和4年度末現在で1万2,530人など、障がいの種類ごとの人数の推移等が記載されています。その中で、高次脳機能障がい者に関しては、「本県における高次脳機能障がい者数は明らかになっていません」との記載があります。

また、現状と課題の項目において、「発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の障がいについては、ほかの障がいと比べて各種支援が進んでいない」と分析されています。

さらに、県障がい福祉計画において、県民の理解度の数値目標が記載されています。それによりますと、高次脳機能障がいに関する県民の理解度の数値目標が令和6年度で32%、令和7年度で34%、令和8年度で36%と、非常に低い目標となっています。

高次脳機能障がいと同じく、「見えない障が

い」と言われる発達障がい者の理解度の数値目標につきましては、個別に作成されております宮崎県発達障がい者支援計画において、令和10年度に80%と目標が設定されております。

今現在において、高次脳機能障がいと発達障がいの理解度が違っているという点やそれぞれの最終目標年度が違っているなど、様々な要因も考えられますが、それを差し引いたとしても理解度の目標に大きな開きがあります。高次脳機能障がいに対する県の本気度が問われる数値目標と言われても仕方のない数値と考えます。

先ほど質問しましたとおり、高次脳機能障がい実態把握調査において、県内に多くの当事者が存在することが判明いたしました。実態把握調査結果を受け、計画に反映する必要があると考えます。昨年度の厚生常任委員会において、計画の改定について尋ねたところ、「必要に応じて記載の変更もあり得る」といった回答をいただいております。

そこで、県障がい者計画、県障がい福祉計画、各計画の改定や、先ほど触れました宮崎県発達障がい者支援計画のように、高次脳機能障がいに関する支援計画を策定する考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 現行の障がい者計画及び障がい福祉計画において示している課題や対応の方向性が、今回の実態把握調査を通じて、より明らかになったものと考えております。

また、高次脳機能障がいは、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるなど、精神障がいと一体的に取り組むべき施策も含まれますことから、総合的な計画の中で課題解決に取り組むことが重要であると考えております。

県では、現行の計画に基づきまして、高次脳

機能障がい者に対する必要な支援を着実に進めてまいります。

○永山敏郎議員 現行の計画に基づき、支援を着実に進めるとの回答で、現時点で各計画の改定をする考えはないと、そのように受け止めます。大変残念な答弁であると言わざるを得ません。

これまでも、県と家族会との意見交換会や宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議等において、当事者と関係者の置かれている現状は再三訴えてこられました。県障がい者計画、県障がい福祉計画ともに障がい者施策の基本となる計画です。今年3月の改定を経て、県障がい者計画が令和11年3月までの5年間、県障がい福祉計画が令和8年3月までの3年間の計画となっています。高次脳機能障がい実態把握調査の実施に伴い、結果を反映させるべきと考えます。

県障がい福祉計画については、計画の見直しについて「必要に応じて計画期間中に計画を見直すこととします」と明記されています。計画改定に関し、再考を強く要望いたします。

これまで、高次脳機能障がいについて、支援の現状や今後の考えについて質問してまいりました。まだまだ不十分であると言わざるを得ません。

最後に、高次脳機能障がいの今後の支援の充実に向けて、高次脳機能障がい者当事者及びその御家族に対し、知事からメッセージをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 県では4月18日に、高次脳機能障がい家族会の皆様より、支援に関する14項目を記載した要望書をいただいております。その内容を拝見しまして、障がいを抱える御本人及びその御家族が、日頃から感じておられる御苦勞や生きづらさに改めて思いをいたし

ますとともに、地域で安心して心豊かに生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実やさらなる普及啓発など、関係機関と連携した取組、そして社会全体として理解を広げていくことの重要性を強く感じたところであります。

県としましては、今議会に支援者養成研修の実施に係る補正予算を計上しており、これからも様々な御意見も踏まえながら、高次脳機能障がい者支援の充実に向けて、取組を着実に積み重ね、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で共に生きる社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。知事としても、要望書等に目を通され、当事者や御家族の置かれている現状については理解いただいたという回答でありました。

実態把握調査の結果が示され、ようやく高次脳機能障がいの実効性のある支援体制がスタートすると思いましたが、今回の答弁で、まだまだスタートラインにも立っていない現状ではないか、そのように認識いたしました。引き続き、支援の充実については注視し、問題提起を行ってまいります。

次に参ります。昨日、前屋敷議員も質問された宮崎空港の特定利用空港指定についてお伺いします。

政府は、有事に備え、各地の空港や港を「特定利用空港・港湾」に指定し、自衛隊と海上保安庁の航空機や艦船などが訓練などで円滑に使えるように整備・拡充する方針で、自治体と協議しながら指定先の検討を進め、本県の宮崎空港が特定利用空港として指定されました。

昨日の前屋敷議員の質問では、指定に際し県は同意する立場になく、説明を受けたのみ、そのような趣旨の答弁だったと認識しておりま

す。

空港の管理が国だとしても、県内に存在する空港で、多くの県民が利用する空港でもあります。県としても指定に際してはしっかり関わっていくべきだったと考えますが、宮崎空港の特定利用空港指定に至る経緯及び今後の県の対応について、改めて危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 宮崎空港は国管理の空港であるため、今回の枠組みについては、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであり、県は枠組みに入っておりませんが、これらの省庁から、昨年、指定に当たっての説明を受けたところでもあります。その中では、国から指定の趣旨等について説明があり、県としては、地元自治体への丁寧な説明をお願いしたところでした。

県ではこれまでも、宮崎空港において自衛隊が訓練を実施する際には、関係自治体等に事前に丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を求めてきたところではありますが、この指定後も同様に、適切に対応するよう国に求めてまいります。

○永山敏郎議員 今後、訓練に使用する際に心配されるのが空港利用の制限等の影響です。また、有事の際に攻撃されるリスクが上がるのではないかと、そのような心配の声も上がっております。不安を払拭できる説明が求められます。

繰り返しになりますが、宮崎空港の特定利用空港指定による県民の宮崎空港利用に係る影響を危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 特定利用空港に係る取組は、民生利用を主としつつ、平素から必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、必要な整備や既

存事業の促進を図るというものです。

これまでも宮崎空港において自衛隊の訓練が行われたことがあります。指定されたそれぞれの空港において、訓練の回数は「多くとも年数回程度」と国は説明しており、県民の宮崎空港利用に影響を及ぼすものではないと考えております。

○永山敏郎議員 先日、坂口議員の質問におきまして、沖縄県先島諸島の有事の際の宮崎県への避難計画に関し、国に対し見直しを求めるよう発言がありました。防衛の問題に関しては、これまでも国主導の対応で、県の意見や要望が反映されているのかと疑問を抱いております。

昨年度、私も一般質問で、地方自治法改正や国と地方の関係について質問いたしました。

地方自治法改正については今国会で審議されていますが、国と地方の関係が対等な関係から主従関係に逆行しているのではないかと、そのように心配しております。国に対し県民の様々な声をしっかり届けることは、県の責務と考えます。

次の質問項目に移ります。学校給食費の無償化についてお伺いします。

こちら先日も、脇谷議員も質問されております。重複するところもありますけれども、質問させていただきます。

給食費無償化につきましては国が調査研究中であること、無償化については各自治体の判断によること、財政力で差が出ないよう国の責任と制度設計が必要といった趣旨の答弁でありました。

折しも昨日、文部科学省が実施した学校給食費無償化に関する調査結果が報道されました。それによりますと、学校給食費無償化の自治体が30.5%とされています。一方で、継続性や地

域間格差の問題も浮き彫りになったとされています。

では初めに、県内の小中学校における学校給食費無償化の状況について、改めて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度4月に市町村を対象に実施した給食費無償化に関する調査では、26市町村中、19の市町村が給食費の補助を行っております。

そのうち、小中学校に対して全額補助を行っているのは10の市町村であり、半額補助など一部補助を行っている自治体は9市町村であります。

○永山敏郎議員 昨年9月に荒神議員が質問された際には、全額補助が7自治体との回答でしたが、今年度は10市町村に増加しております。自治体の首長が子育て支援策の一環として取り組んでいるものと認識いたします。多くの自治体が補助に取り組んでいると感じました。しかし、県内市町村間で補助に関し、ばらつきがあるのも望ましくないと考えます。

一方、昨日、黒岩議員も質問で触れられましたが、青森県において、今年10月から小中学校の学校給食費無償化を実施する予定です。青森県でも現状としては、無償化の実施について自治体間でばらつきがありますが、県が自治体に対し給食費相当額を分配することで、県全体として給食費無償化を進める方針です。

学校給食の無償化実施の判断は市町村が行うものですが、そのための後押しを県が行うものです。

昨日の報道では、条件付きを含めると全国4割の自治体に取り組んでいる学校給食費無償化の実態を受けても、文部科学省は「地方の財政状況や少子化対策への成果を分析し、問題点を

整理する」と慎重な態度です。国が煮え切らない中、青森県の判断は大変評価できますし、全国に広がることを期待します。また、青森県でできることは宮崎県でもできると考えます。

そこで、青森県の動向等を踏まえての、本県の学校給食費無償化の対応についての考えを教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 青森県の学校給食費無償化に向けた取組につきましては、議員の御質問にもありましたように、今年10月から開始されると伺っております。

なお、本県の学校給食費無償化につきましては、学校や地域の実情、社会状況等を踏まえた上で、補助も含めて、市町村において現在は判断がなされております。

そのため、県教育委員会におきましては、保護者の負担軽減が効果的に行われるよう、市町村担当者会において、給食費補助の情報提供や各市町村の取組について情報交換を行ってきているところであります。

今年度の九州地方教育長協議会における学校給食費の支援についての協議を受けまして、理事県として、本県から国への要望を行うとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○永山敏郎議員 先日の脇谷議員の質問以上の回答を引き出すことはできませんでした。子供はあっという間に大きくなり、学校を卒業してしまいます。子育て世代は今、支援を求めています。国の動きを待つことなく、県としての判断を強く要望いたします。

次に、カスタマーハラスメントについてお伺いします。

昨今、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会問題化しています。

今月5日、繊維や流通などの労働組合でつくるUAゼンセンがカスタマーハラスメントに関するアンケート調査結果を公表しました。約3万3,000人から回答を得て、半数の46.8%が2年以内にカスタマーハラスメントの被害に遭ったと回答しています。

カスタマーハラスメントは従業員の精神面に大きな影響を与えるとともに、企業としても営業に支障を来すなどの問題があります。

また、東京都では、全国初のカスタマーハラスメント防止条例の制定に向けた動きも見られます。セクハラやパワハラと同様に、社会全体で取り組んでいかなければならない問題です。

では初めに、カスタマーハラスメントについて、企業に対する県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、就業者へ精神的な苦痛を与えるとともに、企業の健全な経営を妨げるなど、社会問題化しており、カスタマーハラスメントから労働者を守るための対応は重要であると認識しております。

このため県では、国が作成したカスタマーハラスメント対策に係るポスター掲示や企業向けの対策マニュアル等の周知により啓発を行うとともに、労働問題に関する相談窓口を設置しております。

また、国においては、事業主に対策を義務づける法整備の動きもあることから、関係機関と連携しながら、今後の動向を注視してまいります。

○永山敏郎議員 行政機関においても、住民や事業者あるいは議員等と日々電話や窓口等で対応しております。私の前職場においても、住民

とのやり取りでメンタル不調に陥る職員がいました。カスタマーハラスメントは、特定の職員に負担のないよう、職場全体で取り組んでいかなければなりません。

それでは、県庁において、職員に対するカスタマーハラスメントにどのように対応しているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 庁内におけるハラスメントについては、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、相談体制を構築し、その防止に取り組んでおり、今年4月にカスタマーハラスメントに関する項目を新たに追加しています。

本要綱では、行き過ぎた要求や行動に対して、組織として毅然と対応するとともに、職員の安全と健康を守る措置を講じることとしております。

具体的には、所属において適切に事案を把握した上で、複数の職員で対応するとともに、特に悪質なものは、特定の窓口での対応のほか、状況に応じて警察等への応援要請を行うなど、職員の安全面に配慮した対応を行っております。また、被害を受けた職員には、カウンセラーへの相談を促すなどの配慮も行っております。

○永山敏郎議員 引き続き、職員団体等とも連携し、職員を守る体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

最後に、マイナ保険証について改めてお伺いします。

12月のマイナ保険証への移行まで半年を切りました。保険者や医療機関等も対応に追われていることと思います。

一方で、マイナ保険証の利用率は全国で6.5%、宮崎県でも9%にとどまるとの答弁もあり

ました。このまま本当に移行できるのか、移行時に大きな混乱が生じるのではないかと危惧しています。

では初めに、県内のマイナンバーカード保有状況について、改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードの保有状況につきましては、4月末現在、県全体で87万1,120の方がカードを保有しており、保有率は81.5%と全国で最も高くなっております。

市町村別の保有率につきましては、最も高い都城市で88.9%、最も低い自治体でも74.3%となっており、県内全ての市町村で全国平均の73.7%を上回っております。

○永山敏郎議員 次に、医療機関におけるカードリーダーの設置状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証を利用する際に必要となるカードリーダーは、4月末時点で県内医療機関の95.1%に設置されており、全国で最も高くなっております。

○永山敏郎議員 医療機関のカードリーダーは、大分設置が進んでいるものと感じます。

一方、マイナンバーカードの登録につきましては、100%保有というのはなかなか困難な状況かというふうに考えます。

それでは、12月のマイナ保険証移行に関し、登録が済んでいない場合の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証の登録が済んでいない方につきましては、資格情報などが記載された資格確認書が各保険者から交付されることになっております。この資格確認書を医療機関等の窓口で御提示いただく

ことで、これまでと同様に受診することができます。

○永山敏郎議員 資格確認書での対応というふうなことで回答がありました。また、別の経過措置として、現行の保険証も最長1年間の使用猶予期間が設けられるとされており。

マイナ保険証移行に関しては様々なパターンが考えられます。マイナ保険証を登録し利用する、登録しているが登録を外し資格確認書で対応する、登録はしているけれども資格確認書についても交付を求める、登録はせずに資格確認書で受診する、このように様々です。

移行まで半年を切り、不安に思う県民も多いと思います。考え得る様々なパターンへの対応について、不安を払拭するよう県民に周知が必要と考えます。

マイナ保険証移行に向けた県の対応について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） マイナ保険証につきましては、利用を促進するために、現在、国が積極的に普及啓発を行っておりますが、県といたしましても、ホームページ等で県民に向けた広報を行っております。また、県内の各保険者や医療関係団体が構成員となります保険者協議会におきまして、マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な取組を行っていただくよう、協力を依頼したところです。

今後もテレビCMなどの様々な広報媒体を使いまして、引き続き広く県民の皆様に広報を行い、今までどおり安心して医療を受けることができるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 引き続き連携した取組をお願いします。

マイナンバーカードについては、今後、運転

免許証との一体化も計画されています。マイナンバー制度を通じたデジタル社会の実現について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） マイナンバー制度は、オンラインでの本人確認や行政機関同士の情報連携を可能とするデジタル社会の基盤でありまして、御指摘のように、現在、国による制度設計の下、マイナ保険証をはじめ、運転免許証とマイナンバーカードの一体化など、本格的な運用に向けた取組が始まっております。

今後、マイナンバー制度を一つのきっかけとしまして、私たちの暮らしや経済活動のあらゆる場面で、デジタル技術を活用した取組が行政・民間で広がっていくことが想定されております。さらに、こうした取組が地域や分野を超えてつながることで、新たなサービスや価値が生まれ出され、私たちの暮らしがより便利で豊かなものになるものと考えております。

県としましては、国や市町村、民間とも連携しながら、厳重なセキュリティー対策やデジタルに不慣れな方への支援などにも取り組み、県民誰もが安全・安心にデジタル化の恩恵を受けられ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。運用に不安の声もあります。丁寧な運用を望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会

